

令和6年4月24日決定

令和6年8月1日改定

「特定技能派遣事業者コンソーシアム」規約

(名称)

第1条 本会は、特定技能派遣事業者コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）と称する。

(目的)

第2条 農業分野で特定技能外国人の派遣を認められた労働者派遣事業者が、相互に研鑽し合い、諸課題への対応を行っていくことにより、農業経営者、農業関連事業者、外国人等からの信頼と賛同を得て、業界全体のイメージ向上、企業価値拡大を目指すとともに、農業全体の発展へ寄与することができるよう、活動を行う。特に、企業活動による人権侵害について企業の責任に関する国際的な議論が活発となっていることを踏まえ、人権方針の策定・実行を中心に、派遣外国人材のキャリアアップに向けた仕組みづくり等を通じて事業者の自発的な成長と発展を促進する。

(構成員)

第3条 コンソーシアムは、農業分野の特定技能外国人の派遣を認められた労働者派遣事業者であって、コンソーシアムが策定する人権方針に賛同し、実行する者を構成員とする。
2 一般社団法人全国農業会議所はオブザーバーとして参加する。

(活動)

第4条 コンソーシアムは、第1条の目的及び「行動指針」（別紙1）を踏まえ、次に掲げる取組について協議又は情報共有等を行う。

- 一 人権方針の策定及び人権デューディリジェンス（DD）に係る取組の具現化
- 二 一についての周知徹底と適切な実行

- 三 特定技能外国人材のキャリアプラン（給与アップ等）の仕組みづくり
- 四 コンソーシアムの共通基準（品質管理、外国人材の評価基準等）の策定
- 五 その他、情報や課題等の共有、協議等

（事務局）

第5条 コンソーシアムの事務は、YUIME 株式会社において処理する。

（通知および提案）

第6条 コンソーシアムが会議を行うときは、事務局から会議日の14日前までに構成員へ通知し、議事内容については、会議日の7日前までに通知するものとし、構成員から議事に関する提案がある場合は、会議日の12日前までに事務局に対してこれを行う。

（その他）

第7条 本規約の変更及び本規約に定めるもののほかコンソーシアムの組織及び運営に関し必要な事項は、事務局が主体となり、構成員と協議の上で定める。

附 則

この規約は、令和6年4月24日から施行する。

附 則

この規約改正は、令和6年8月1日から施行する。

特定技能派遣事業者コンソーシアム行動指針

1 総則

農業の発展と外国人の人材育成へ寄与します

2 事業者の義務

農業分野の発展・人材育成に貢献し協調して両目的の達成を目指します

3 外国人への人材育成

教育体制と育成システムの確立を行います

4 実効性の確保

関係団体と行政機関との情報連携を促進します

5 就労環境の適正確保

安全で衛生的な働きやすい環境の提供に取り組みます

6 コンプライアンス重視

在留資格の適正な管理と保険適用を促進します

7 人権擁護

外国人材の人権を尊重しハラスメントを根絶します